

平成27年度 新潟市北地区コミュニティセンターの管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。

この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	北地区コミュニティセンター管理運営委員会
評価対象の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市北区役所地域課コメント欄
1 利用時間等	○	A 利用承認の業務や迅速な案内等の接遇について、年間を通して苦情も事故もなく、概ね良好なサービスを提供している。また、利用者の要望に対し、真摯に対応している。 広報活動に関しては、広報誌だけでなくサークル募集専用の掲示板等設け利用者の増加に取り組んだ結果、新規利用者の増加に繋がった。
2 適正な人員配置	○	
3 施設・備品の貸出	◎	
4 案内等の対応と接遇	◎	
5 苦情への対応等	○	
6 緊急体制	◎	

2.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市北区役所地域課コメント欄
1 建物保守管理等	○	A 当該建物は建設されてから15年経過しており、保守管理に留意が必要であるが、定期的に安全点検を行い、必要とした場合修繕を行うなど円滑に管理されている。 利用者懇談会を年2回開催し、修繕の要望が出た際には迅速に市に依頼するなど対応している。 職員と利用者団体・地域との連絡調整を円滑に行い、良好な関係を保っている。
2 個人情報保護	○	
3 備品等の管理	○	
4 清掃・警備等	○	
5 修繕	◎	
6 再委託	○	
7 災害等への対応	◎	
8 関係団体、地域との連絡調整	◎	
9 管理記録	○	

3.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市北区役所地域課コメント欄
1 管理経費等の縮減	◎	A 省エネ等による維持管理費の縮減に努めた。
2 利用者増等	◎	

4.総合評価 (上記の1から3を踏まえての総合評価)

北地区コミュニティセンターは、周辺地域の住民が住みやすい地域づくりを推進するための活動や地域の連帯感を高めていくために必要な中心的施設であり、その管理の運営を北地区コミュニティセンター管理運営委員会が管理運営を行っている。当該施設は周辺地域の住民にとって、市民協働の拠点となっており、施設の稼働率も高い。また、施設活動専用の掲示板やコミセンだよりの広報活動により、27年度の施設利用数は38,912人と26年度と比較して増加した。よって、地域コミュニティ活動の拠点施設としての役割を果たしており、指定管理者として優良であると評価する。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ : 仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- : 事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ : 「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × : 仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A : 多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B : 全ての項目が「○」以上である場合。
- C : 「△」の項目が1つでもある場合。
- D : 「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 北区役所地域課 地域振興係 025-387-1165(直通)